

京都府内で
保育士
として働きたい方へ
修学資金を
お貸しします



返還免除制度あり

無利子

入学準備金
(1年次にのみ申し込み可)

20万円

就職準備金
(内定で送金可)

20万円

修学資金
(最大、1月あたり)

月5万円

申請対象者（※養成施設の推薦が必要です）

養成施設を卒業後、保育士の資格を取得・登録し、京都府内の福祉施設等に就職を希望されている方

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会
総務企画部 福祉経営推進課

☎075-252-6292（平日8:30～17:00）



詳しくはコチラ

申請から送金までの流れ

対象となる要件を満たし審査で認められた方に、貸付金を無利子でお貸しします。

申請

- ・在学している養成施設の担当窓口へ、貸付申請書類一式を提出

審査・貸付決定

- ・京都府社会福祉協議会において申請書類を審査し、貸付の可否を決定
- ・養成施設を經由して貸付手続きの御案内又は不承認通知を送付

契約

- ・養成施設を經由して、借用証書等の必要書類を京都府社会福祉協議会に提出

送金

- ・前期分、後期分に分けて年2回送金
- ・就職準備金は、内定通知書の写しを提出後に送金



連帯保証人について

申請にあたっては、保証能力のある連帯保証人（個人又は法人）が必要です。

貸付金の返還免除について



下記のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

- ① 養成施設卒業の日から1年以内に保育士として登録
- ② 京都府内の保育施設に就職
- ③ 保育士業務に5年・8年・10年間従事（貸付を受けた年数で従事期間が変わります）
※従事期間は、保育士の登録が完了した月から算定します。
※従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。
- ④ 府社協が提出を依頼する書類（資格登録届、従事期間証明書等）を遅滞なく提出したとき

※返還免除要件を満たさなかった場合は、貸付金は全額返還となります。